

○大阪広域環境施設組合議会（定例会）会議録（令和3年9月6日）

○議事日程

令和3年9月6日 午後2時 開議

第1 議席の指定

第2 会期の決定

第3 令和3年第3回大阪広域環境施設組合運営協議会の報告について

第4 報告第2号 令和2年度大阪広域環境施設組合歳入歳出決算報告について

~~~~~（以下 議決を要しない報告等）~~~~~

報告監3の第4号 例月出納検査結果報告の提出について

## ○出席議員 22人

|     |          |     |          |
|-----|----------|-----|----------|
| 1番  | 岡田 妥知 君  | 12番 | 山本 長助 君  |
| 2番  | 大内 啓治 君  | 13番 | 加藤 仁子 君  |
| 3番  | 出雲 輝英 君  | 14番 | 松崎 孔君    |
| 4番  | 梅園 周君    | 15番 | 井上 浩君    |
| 5番  | 片山 一步 君  | 16番 | 畑中 一成 君  |
| 6番  | 佐々木 りえ 君 | 17番 | 榭井 政佐美 君 |
| 7番  | 伊藤 亜実 君  | 18番 | 谷沢 千賀子 君 |
| 8番  | 西 徳人 君   | 19番 | 中田 靖人 君  |
| 9番  | 小笹 正博 君  | 20番 | 平野 良子 君  |
| 10番 | 岸本 栄君    | 21番 | 高島 賢君    |
| 11番 | 永井 啓介 君  | 22番 | 水原 慶明 君  |

## ○議場に出席した執行機関及び説明員

|           |         |
|-----------|---------|
| 管 理 者     | 松 井 一 郎 |
| 副 管 理 者   | 大 松 桂 右 |
| 事 務 局 長   | 蓑 田 哲 生 |
| 総 務 部 長   | 徳 本 善 久 |
| 施 設 部 長   | 金 子 正 利 |
| 総務部総務課長   | 池 田 嘉 孝 |
| 総務部経理課長   | 秦 武 人   |
| 施設部施設管理課長 | 吉 岡 慎 二 |
| 施設部建設企画課長 | 藤 井 良 一 |
| 西 淀 工 場 長 | 畑 森 俊 伸 |
| 平 野 工 場 長 | 下 田 洋 彰 |
| 東 淀 工 場 長 | 山 田 浩   |
| 鶴 見 工 場 長 | 雑 喉 礼 人 |
| 八 尾 工 場 長 | 浅 井 貴 実 |
| 舞 洲 工 場 長 | 梅 本 勝 美 |

## 開 会

令和3年9月6日午後2時開会

○議長（松崎孔君） ただいまの出席議員は、22名で、地方自治法第113条の規定により、定足数に達しております。

ただいまより、大阪広域環境施設組合議会令和3年第2回定例会を開会いたします。

## 開 議

○議長（松崎孔君） この際申し上げます。

本日の会議録署名議員に、永井啓介君、山本長助君の御両君を指名いたします。

○議長（松崎孔君） この際申し上げます。

議事日程に記載のとおり、議決を要しない報告等が提出されておりますので、お手元に配付いたしております。

○議長（松崎孔君） 日程第1、議席の指定を行います。

各議員の議席は、各議席に標示のとおりこれを定めます。

○議長（松崎孔君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

○議長（松崎孔君） お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日といたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松崎孔君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定しました。

○議長（松崎孔君） 次に、日程第3、令和3年第3回大阪広域環境施設組合運営協議会の報告についてを議題といたします。

○議長（松崎孔君） 理事者の説明を求めます。

蓑田事務局長。

（事務局長蓑田哲生君、答弁席へ）

○事務局長（蓑田哲生君） それでは、令和3年第3回大阪広域環境施設組合運営協議会の報告について、御説明いたします。

本件は、令和3年8月13日金曜日に開催されました、令和3年第3回大阪広域環境施設組合運営協議会において、「ごみ焼却工場の運転業務等に従事する技能職員の新規採用」及び「鶴見工場の運営形態」を特段の協議事項として、委員の皆様にご協議いただき、御承認いただきましたその方針について、御報告するものでございます。

1つ目の、「ごみ焼却工場の運転業務等に従事する技

能職員の新規採用」でございますが、ごみ焼却工場の運転業務等に従事する技能職員の新規採用につきましては、現在退職不補充としておりますが、65歳まで全員が勤め上げるとしても、令和7年度には欠員が生じる見込みとなっております。

焼却工場の技能職員は、クレーン運転士や小型車両建設機械特別教育など20種類程度の資格が必要となりますことから、資格取得に要する期間や、日々の運転業務や保守作業の習得の見習い期間を考慮しまして、令和5年度から新規採用を実施することとしたいと考えております。

2つ目の、「鶴見工場の運営形態」でございますが、鶴見工場の運営形態につきましては、現在直営で運営しているところでございますが、令和5年度から予定しております建替え事業の終了後には、民間への運転業務委託を実施したいと考えております。

以上、令和3年第3回大阪広域環境施設組合運営協議会の報告について、御説明申し上げます。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（松崎孔君） これより質問を行います。

○議長（松崎孔君） 出雲輝英君の質問を許します。

3番出雲輝英君。

（3番出雲輝英君、発言席へ）

○3番（出雲輝英君） 大阪維新の会、出雲でございます。どうぞよろしくお願ひを申し上げます。

今回、ごみ焼却工場の運転業務等に従事する技能職員の新規採用を実施する方針を当組合の運営協議会で承認されたという報告がありました。

まず、技能職員の現状と将来的職員数見込み、採用計画についてお伺いしたいと思います。

○議長（松崎孔君） 理事者の答弁を許します。

池田総務部総務課長。

（総務部総務課長池田嘉孝君、答弁席へ）

○総務部総務課長（池田嘉孝君） お答えいたします。

令和3年4月1日現在、本施設組合に在籍する技能職員は356名でございます。

これは、平成27年4月1日の施設組合事業開始時点の技能職員数の435名に比べますと、79名減少、率にしまして18%の減となっております。

現在の退職不補充が続きますと、現在在籍しております技能職員の全員が、再任用期間を含めて勤め上げると仮定いたしましても、令和7年度には56名減少い

たしまして、300名となります。

これは、住之江工場の運転業務委託化による削減を加味いたしましても、令和7年度におけるごみ焼却工場の管理運営に必要な要員数312名に対しまして、12名の不足を生じる見込みでございます。

また、将来的に不足となる職員数につきましては、令和10年度には37名にまで増加する見込みでございます。

このため、令和5年度から計画的に新規採用を実施することといたしまして、定年退職以外の減少にも影響されますが、当面5名程度の採用を予定しております。

以上でございます。

○議長（松崎孔君） 3番出雲輝英君。

○3番（出雲輝英君） このまま退職不補充が続くと将来的にごみ焼却工場の運転要員に不足が生じるので、令和5年度から新規採用を行いたいということであります。

確かに毎年定年などにより職員は退職していくので、いずれ欠員が生じることは分かりますが、その補充の方法として、新規採用しか考えないのはいかがなものかと思っております。

現在、大阪市環境局では収集輸送業務におきまして、業務委託等の見直しを実施しており、これによって職員の要員配置には余力が生じると一般的に考えられています。

施設組合は現在では大阪市とは別個の公共団体であるとはいえ、元は環境局の一部であります。新規で外部から登用するよりもまずは、環境局と調整し一体的な人員活用を図るべきではないかと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（松崎孔君） 池田総務課長。

（総務部総務課長池田嘉孝君、答弁席へ）

○総務部総務課長（池田嘉孝君） お答えいたします。

今回の新規採用につきましては、単に不足する要員の補充というだけでなく、将来的に安定してごみ焼却工場を管理運営する職員を確保するため、令和3年4月現在、平均年齢が52.7歳となっております職員の年齢構成の適正化もその目的としております。

このため、採用にあたりましては、募集対象年齢を採用予定の令和5年4月現在で40歳未満とすることのほか、機械や電気に関する一定の知識を問うことを考えております。

議員御指摘の収集輸送部門からの人員活用につきましては、環境局と十分に調整してまいります。その上で、予定採用数に満たない場合につきましては、外部からの登用を実施したいと考えております。

以上でございます。

○議長（松崎孔君） 3番出雲輝英君。

○3番（出雲輝英君） 焼却工場の運転要員の補充にあたって、環境施設組合としては、焼却工場の運転管理の技能習得のため、実際に欠員が生じる2年前から職員を採用したいということですが、その欠員を新規採用という方法で補充するとすれば、少なくともその2年間は現状よりも人件費が増加することになり、その費用は大阪市をはじめとする各構成市の負担となってしまうことも見過ごすことのできない課題であります。

そうしたことから、環境局と組合の一体的な技能職員の活用については、十分調整を行い、検討を重ねていただきたい。そして、今後もしっかり議論することを求めています。

また、ごみ焼却工場の運営形態の検討については、平成24年度に大阪府市統合本部で協議されています。

当時の方向性としては、稼働するごみ焼却工場を6工場とし、このうち、2工場を公営、2工場を運転業務の民間委託、そして2工場を業務全般の民間委託によるものとされています。

しかしながら、当時から概ね10年が経過しようとしている現在においては、果たして当時と同じ結果が導かれるのか、再度検証を行うべきであると考えております。

環境施設組合としては、概ね200名の技能職員を要するというところであります。この人数については、現在の工場運営に必要な配置人員の積み上げということですが、現在ICT技術の進歩は目覚ましいものがあり、今後も進歩し続けることが想定されることから、作業の更なる効率化も期待できると思います。作業形態や必要人数についても、常に最低限必要な数とし、技術革新を適時に反映すべく見直しを継続することが必要であり、その方法や計画については引き続き議論することとしたいと思います。

また、ごみの量は、市民や事業者の皆さんが排出の抑制や分別への協力などの努力を積み重ねていただいたおかげで、この間順調に減ってきています。

加えて、長いスパンで見た場合、日本全体で人口は減少傾向にあります。人口が減少するとごみの量も当然減

少しします。

そうしたことから、環境施設組合において現在稼働している6工場についても、将来的にはその数を減らすことも念頭に置いておく必要があると思っております。

そして、人口の減少を待つまでもなく、更なるごみの減量に向けた施策に取り組むことも重要であります。

ごみの減量施策として、一定の品目を焼却せずにリサイクルにまわす分別収集は有効であります。環境施設組合の構成市を見ると、例えば排出量の多い紙ごみについて、分別収集の仕方が必ずしも統一されていないと聞いております。

確かに、分別の仕方については、それぞれの構成市が決めるべきことではあります。焼却と埋立を共同処理しているのだから、できるだけごみの減量につながる方法に統一するのが望ましいと思っております。

将来的には各構成市の分別のルールを統一できるような協議を進めるといったことについて、環境施設組合の管理者であられます松井市長にも御一考いただくことをお願い申し上げます。私の質問を終わります。

ありがとうございました。

**○議長（松崎孔君）** 次に、岸本栄君の質問を許します。  
10番岸本栄君。

（10番岸本栄君、発言席へ）

**○10番（岸本栄君）** 公明党の岸本でございます。よろしくお願いたします。

先程の質問でもありましたけれども、改めて、技能職員の新規採用についてお伺いたします。

技能職員の新規採用の必要性について検討を行うための基本となりますのが、今後のごみ焼却工場の運営方針と、その方針に沿って必要となる職員数であると考えております。

このことを踏まえて、私からは、技能職員の新規採用に至る背景について確認をさせていただきたいと思います。

まず初めに、この度の報告では、鶴見工場は運転業務委託を行うとのことですが、これは、住之江工場で実施しているDBO方式とはどう違うのか教えていただきたいのと、また、なぜ住之江工場とは異なる方式を採用されるのか教えていただけますでしょうか。

**○議長（松崎孔君）** 理事者の答弁を許します。

藤井施設部建設企画課長。

（施設部建設企画課長藤井良一君、答弁席へ）

**○施設部建設企画課長（藤井良一君）** お答えいたします。

現在、更新事業を進めている住之江工場はDBO方式による事業、すなわちデザイン・ビルド・オペレート（Design Build Operate）の頭文字をとった名称であり、工場建物や設備の設計・施工から、現在、組合の技術職員が行っている定期整備工事や薬品等の資材調達を含めた運転管理業務を一括して、長期にわたって民間事業者へ委託する方式でございます。

一方で、このたび、鶴見工場で採用する運転業務委託は、現在、組合の技術職員が行っている工場の運転計画の策定やプラント設備の整備計画の立案、定期整備工事などの発注、監督、検査業務などは引き続き組合職員が行い、技能職員が行っている日常の運転監視や法定点検などの整備業務のみを民間事業者へ委託する方式でございます。

組合におけるDBO方式の採用については、現在、更新工事を行っている住之江工場ですべて導入したものであり、未だ実績がなく、評価が出来ないことから、鶴見工場では運転業務委託を採用することといたしました。

以上でございます。

**○議長（松崎孔君）** 10番岸本栄君。

**○10番（岸本栄君）** 住之江工場ではDBO方式、鶴見工場では運転業務委託を採用するとのことでございます。

先程も申し上げましたけれども、技能職員の新規採用についての検討には、今後のごみ焼却工場の運営方針と、その方針に沿った必要人員数の把握が重要であると思っております。これらについて教えていただけますでしょうか。

**○議長（松崎孔君）** 池田総務課長。

（総務部総務課長池田嘉孝君、答弁席へ）

**○総務部総務課長（池田嘉孝君）** お答えいたします。

今後のごみ焼却工場の運営方針といたしましては、平成24年度に府市統合本部会議で示されましたとおり、稼働しています6工場のうち、2工場はDBO方式、2工場は運転業務委託、2工場は直営による運営を行っていきたくと考えております。

技能職員数につきましては、令和3年4月1日現在で356名が在籍しておりますが、この運営方針に従いまして委託化を進めた場合には、最終的に199名を見込んでおります。

以上でございます。

○議長（松崎孔君） 10番岸本栄君。

○10番（岸本栄君） 今後のごみ焼却工場の運営方針として、将来的には2工場を直営工場として残すとともに、こうした運営体制を維持するために、最終的には199名の技能職員が必要であると見込んでいるとのことでしたが、では、この内訳について教えていただけますでしょうか。

○議長（松崎孔君） 池田総務課長。

（総務部総務課長池田嘉孝君、答弁席へ）

○総務部総務課長（池田嘉孝君） お答えいたします。

199名の内訳でございますが、直営による2工場におきましては、破碎施設を含めて132名、DBO方式による2工場におきましては、搬入物検査要員として24名、運転業務委託による2工場におきましては、搬入物検査及び整備要員として36名、そのほか、北港処分地の焼却残さい受入要員として4名、搬入物検査の総括を行う職員として3名をそれぞれ見込んでおります。

以上でございます。

○議長（松崎孔君） 10番岸本栄君。

○10番（岸本栄君） 今、199名の内訳について説明いただきましたけれども、これらは現在の組合としての計画でございます。

この数字につきましては、今後の技術動向や社会情勢に応じて議会とも議論を行いまして、更に精査していく必要があるのではないかと思います。

一方で、先程の答弁の中で、「現在の退職不補充が続いた場合には、ごみ焼却工場の管理運営に必要な職員数が、令和7年度には12名不足、令和10年度には不足が37名にまで増加する見込みである。」とお答えされていましたが、現在の技能職員数が356名でありまして、将来的には199名まで削減していくことであれば、不足する職員数を補うことができるのではないかと思います。なぜ、新たに職員を採用する必要があるのか、改めてお伺いさせていただきます。

○議長（松崎孔君） 池田総務課長。

（総務部総務課長池田嘉孝君、答弁席へ）

○総務部総務課長（池田嘉孝君） お答えいたします。

先程御説明いたしました方針に従いまして、今後委託化を進めてまいります。そのタイミングといたしましては、焼却工場の建替えや大規模改修の完了時点が適切であると考えております。

一方で、現在の技能職員につきましては、高齢化が

進んでおり、委託化の進捗にも増して退職者数が増加いたします。

このため、今後も退職不補充が続きますと、現在、在職しております技能職員の全員が再任用期間を含めて勤め上げると仮定いたしましても、令和7年度以降、恒常的に職員数が不足いたしますとともに、同年度には技能職員の平均年齢が55.8歳となる見込みでございます。

従いまして、職員を新規採用することにより、職員の不足を補いますとともに年齢構成の適正化を図ることが必要であると考えております。

以上でございます。

○議長（松崎孔君） 10番岸本栄君。

○10番（岸本栄君） 今後の退職に伴う、職員数の不足や高齢化に対応するために、新たな職員の採用が必要であるとのことでございます。

一方で、ごみ焼却工場の運営方針として2工場を直営として残すというふうにされておりますけれども、その理由について教えていただけますでしょうか。

○議長（松崎孔君） 吉岡施設部施設管理課長。

（施設部施設管理課長吉岡慎二君、答弁席へ）

○施設部施設管理課長（吉岡慎二君） お答えいたします。

直営の必要性といたしましては、技術職員並びに技能職員が直接、工場運営に携わることで、住民ニーズへの対応、危機管理といったマネジメント能力の育成や焼却技術の知識の習得につながるものと考えております。

また、技術職員が工場運営を熟知するためには、現場で直接運転業務に携わる作業員から、詳細な報告を受けるとともに、都度指示を行うといった経験が必要であり、このことは技術力の育成、継承に不可欠であると考えております。

そのほか、ごみ焼却工場の設備は複雑であり、メーカーによって詳細が異なることから、竣工年度やメーカーの異なる工場を経験を積むことや、工場の運営に必要な資格や免許を取得するためには、時間を要することもあり、複数の工場が必要であると考えております。

加えまして、災害時の対応拠点といたしまして、2工場を直営として残したいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（松崎孔君） 10番岸本栄君。

○10番（岸本栄君） ありがとうございます。

今回、令和5年度からの職員採用と鶴見工場の運転業務委託の方針について報告をいただきました。

これに対して、このたびの質問では、報告の背景となる運営方針や組合が抱える課題等について聞かせていただいたところでは。

その中で、組合が職員の技術力の育成・継承や、高齢化への対応といった課題を有していることは理解させていただきました。

中でも、市民の衛生的な生活環境を維持するために不可欠なインフラである焼却工場を支える職員の技術力の育成・継承というのは大きな課題でございます。

また、そこで働く職員には、多くの特別教育や資格等が必要であるとお伺いしております。

技術力を持った職員の育成というのは、一朝一夕にできることではありませんので、その教育にはしっかりと時間をかけて行う必要があると考えます。

こうした課題を踏まえて、今後の組合運営の方向性について、更に議論を深めてまいりたいと考えますので、何とぞよろしくお伺いいたします。

私の方からは以上です。

○議長（松崎孔君） 次に、加藤仁子君の質問を許します。

○議長（松崎孔君） 13番加藤仁子君。

（13番加藤仁子君、発言席へ）

○13番（加藤仁子君） 自民党・市民クラブの加藤仁子でございます。

我が党からも技能職員の新規採用について確認させていただきたいと思っております。

先ほど、ごみ焼却工場の運営形態に関して、2工場を直営として残す理由についての質問がありました。

そこで、職員の技術力の育成・継承につながるもののお答えがございましたけれども、民間で運営する場合と直営との違いについてどのような点が挙げられるのか。また、災害時における民間業者との対応の違いも含めて、お尋ねいたします。

○議長（松崎孔君） 理事者の答弁を許します。

吉岡施設管理課長。

（施設部施設管理課長吉岡慎二君、答弁席へ）

○施設部施設管理課長（吉岡慎二君） お答えいたします。

一般的に民間業者での運営とした場合は、当初に契約したこと以外は、その都度契約書に照らして協議し、

再度契約を交わすことが必要となります。例えば社会情勢が変化し法改正が行われ、新たな設備改修等、追加変更となった場合は、その運営方法につきましても再度協議し、新たに契約を結ぶことが必要でございます。

また、災害時の対応につきましては、災害の規模、施設損傷の有無、運転の可否等、あらゆる状況を事前に想定してそれにかかる費用を算出し、当初の契約時に盛り込むことは困難でございますので、民間業者とはその都度、状況に応じて協議が必要となってまいります。

そうしたことから、これらの調整に多くの時間を要することが想定され、施設の復旧や災害廃棄物の処理に支障が生じることなどが考えられますが、直営の工場では、災害発生時の指揮命令系統が明確となっており、早急な対応が可能であると考えております。

以上でございます。

○議長（松崎孔君） 13番加藤仁子君。

○13番（加藤仁子君） 今、お答えされましたように、民間業者が運営した場合は契約以外の事象が起これば、再契約をしないといけないという、調整に時間がかかるということでもあります。

その点、直営ならば指揮命令系統がはっきりしているのですぐ対応ができるというメリットがあるということをお伺いしました。

それでは、今、公明党の岸本先生や大阪維新の会の出雲先生からの質問がございましたけれども、直営工場だけではなくて、DBO方式や民間委託の工場にも行政職員とか技能職員を配置することが必要とのことですが、その理由をお伺いしたいと思います。

○議長（松崎孔君） 吉岡施設管理課長。

（施設部施設管理課長吉岡慎二君、答弁席へ）

○施設部施設管理課長（吉岡慎二君） お答えいたします。

一般廃棄物の処理は、法により自治体の責務となっており、たとえその業務を委託したといたしましても、工場運営に関する責任は、当組合にあると考えております。

そうしたことから、DBO方式や民間委託での運営工場におきましても、業務を委託した事業者が施設の性能を発揮させ、安定で効率的に運営しているかどうかを行政として、評価・判断する必要がございます。

日々の運転状況に不具合がないか、当組合が求める水準に達しているかを確認するなどの業務を行うとともに

に、職員に焼却技術を習得させるため、現場に配置することを考えております。

加えまして、他工場との搬入調整、工場に搬入されるごみに対する展開検査などの公権力の行使にあたる業務のほか、地域の皆様への御説明などにつきましては行政が責任をもって遂行しなければならない業務であると考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（松崎孔君） 13番加藤仁子君。

○13番（加藤仁子君） DBO方式や民間委託といった形態であっても、やはり、行政として果たすべき業務範囲は残るということで、マネジメント能力も必要でありますし、チェック機能、危機管理能力や職務の判断力、そういうものも必要です。運営能力も必要ですし、地元の対応というのは何よりも必要であります。こういうことで、やはり業務は残しておくということでございます。

経営形態についてお尋ねしてまいりましたけれども、お答えにもあったように、経営形態がどのような形態であれ、DBO方式と運転委託とそして直営というこの3つの形態ですけれども、市民生活にはやはり欠かせないインフラであるごみ焼却工場の安定稼働を維持することは、行政としての根幹的な責務であります。

コロナウイルス感染症のまん延に伴い、直近のごみ量は減っております。家庭系のごみ量が増加して、飲食店のごみ量は減少ということですが、今後のリバウンドも懸念されているところでございます。

門真市の組合加入がかなり具体的に検討されている、そして構成市も増える中で災害時など想定外のごみ量の増加へ対応するためにも、施設組合のごみ焼却工場はもっと焼却能力に余裕を持った施設整備を行うべきではないのか、これをお伺いいたします。維新さんはこれとは反対のことをおっしゃっていたのですけれど、私はそれをお聞きしたいと思います。

○議長（松崎孔君） 藤井建設企画課長。

（施設部建設企画課長藤井良一君、答弁席へ）

○施設部建設企画課長（藤井良一君） お答えいたします。

ごみ焼却工場の整備・配置計画については、基本的に各構成市が策定した一般廃棄物処理基本計画のごみ処理量を基に必要となる施設整備を行っております。

焼却能力に余裕を持つことは、安定的なごみ処理を行う上で、重要なことではありますが、一方で、ごみ焼

却工場の建設費や維持管理費の増加につながるため、効果的・効率的な事業運営を行う面ではマイナスとなることから、本組合では現状では10%の余力が妥当であると考え、整備・配置計画を策定しております。

以上でございます。

○議長（松崎孔君） 13番加藤仁子君。

○13番（加藤仁子君） 今のお答え、10%の余力が妥当と言われたのですけれども、これは本当に妥当と考えておられるのか。それは平時のことであって、有事になった時にどうなるのか。そして、国も10%が妥当だと言ってらっしゃるのかどうか。それもこれからいろいろと考えていって、調査したいと存じます。

環境施設組合としては、余力を持つことと、効果的で効率的な事業運営とのバランスを重視するということでございます。しかし、それだけで、果たして本当に焼却工場に課された使命を完遂することができるのでしょうか。

これまでも、大阪市においても効率化の名のもとに、ごみ焼却工場だけでなく、市民病院をはじめ様々な施設が統合・廃止・縮小されてまいりました。

今回のコロナ禍において、改めて私は思いを強くしたところでございます。もし、市民病院が建て替わっていれば、コロナ禍の中で重症化され、中等症・軽症の方たちが入院や治療もできたのではないかと、そのように私は思います。

危機対応への備えは十分に確保されるべきであると思います。災害時のような、いざという時には、的確な即時対応が求められ、長年培われてきたノウハウが発揮される時であります。行政として必要な人的資源を残して、職員のノウハウを継承していくことも大変重要なことだと思います。

また、効率化のため、公営を委託に切り替えていくというが、委託化によって、必ず効率化につながるのか、私は甚だ疑問でございます。業者から提示された金額が条件に見合うかどうか、行政の職員側に判断する技量がなければ、業者側のいいなりになり、コスト増につながることも考えられます。

組合として平成24年度大阪府市統合本部会議で、まずは一部事務組合を設立しなさいということで設立しました。そして、工場建替え時に合わせて民間活用を推進しました。具体的には、先ほど答えられました組合直営が2工場とする。そしてDBO方式を2工場とする。運

転業務のみ委託の2工場。この6工場にするという方針に沿って運営形態を見直すとおっしゃっておりますが、住之江工場がDBO方式で令和5年に稼働予定でございます。これは20年間の委託であります。やはり、これから今後しっかりと本当にDBO方式が効率的・効果的であるかということの検証をしていただいて、そして2か所目を検討していただきたい、そのように思います。

本施設組合に話を戻しますけれども、大阪府の中では一番規模も大きく、職員の技術力も高いと聞きます。これまで府下の都市や一部事務組合が焼却工場の建替えを行う際には技術的なサポートを実施しており、最近では門真市へ本施設組合の技術職員を派遣していると聞いております。

今回、技能職員の新規採用を実施するとのことでございますけれども、こうした要請は今後も続くものと考えられ、大阪府全体も視野に入れた、広域的に安定したごみ処理体制の保持に引き続き貢献できるよう、当組合職員の技量の維持という観点からもしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

また、新規採用にあたりましては、今、男女共同参画社会が進む中で、女性の採用にもしっかりと取り組んでいただきますよう要望して、私の質問を終わらせていただきます。

**○議長（松崎孔君）** 次に、井上浩君の発言を許します。

15番井上浩君。

（15番井上浩君、発言席へ）

**○15番（井上浩君）** 技能職員の新規採用を実施する方針について、御報告がございましたので、私からはこれにつきまして意見を述べさせていただきます。

まず、焼却工場の運営形態の考え方につきましては、平成24年度の第14回大阪府市統合本部会議で、工場の建替え時に合わせて民間委託などを推進し、2工場をDBO方式、2工場を運転業務のみの委託、そして2工場を公共による直営という運営形態に移行していくこととされ、現在もその方針に沿って進めていくということですが、既にこの議論からは10年近くが経っております。この10年間で社会情勢は大きく変わってきているのであり、私は発想の転換が必要であると認識しております。

平成30年9月に府下にも大きな被害をもたらした台風21号も記憶に新しいところでありますが、昨今、各地で多発する豪雨災害や地震があった時などは、迅速に災

害廃棄物の処理を行うことが求められ、また現在のコロナ禍にあってもごみ処理事業は、市民生活になくはない社会基盤としての役割を担っており、公共で行っているからこそ、市民の安心・安全が守られているのではないかと認識しております。

そのようなことから、今日、公共、行政の役割がますます高まっているのではないかと考えるものであります。

また、ごみ焼却工場の運営・維持管理については、ごみを適正に処理するだけでなく、余熱利用、エネルギー回収とともに、環境負荷の低減に至るまで、高度な運転技術と設備故障の未然防止、事故発生時の迅速な対応等、工場の安定稼働を支える運転管理能力が必要であり、それらは、長い経験と知識の積み重ねにより取得できるものであることは言うまでもありません。

そのような技能の継承や技術水準の確保は非常に重要であり、これまでの新規採用の凍結、退職者不補充による人員削減により、組織の活性化はもとより、技術水準の維持が困難になるのではないかと、大変私は危惧しております。

環境施設組合のごみ処理施設の歴史を辿れば、1963年にごみ処理の連続運転式による全面機械化を日本国内で最初に導入した旧住之江工場を始め、国内で初めて発電設備を備えたごみ焼却工場として旧西淀工場を完成させるなど、先駆的な取組みを行ってきたと聞いており、長い年月をかけ培ってきた技術力を今後も確実に継承していかなければなりません。

環境施設組合は周辺都市を始め、日本全国の各都市からもその運営について目標とされ、お手本になっているのであります。

そのようなことから、今回、運転業務などに従事する技能職員の新規採用を令和5年度から実施する方針だということですが、遅きに失した感が否めません。

令和7年度には職員の平均年齢は55.8歳になるということですが、私はごみ焼却工場の安定稼働の確保・推進ということからも、その基盤を揺るがすような職員の削減、退職不補充などあってはならないと一貫して指摘し続けてまいりました。

繰り返し申し上げますが、廃棄物処理事業は市民にとってなくてはならない重要な事業であり、昨今のコロナ禍にあつては環境施設組合職員の皆さまも、社会イン



フラ維持に必要な不可欠なエッセンシャルワーカーとして使命感を持ち、業務に取り組んでおられ、日々御苦労されております。そうした姿が公共、行政の信頼につながっているものと認識しております。公共がすべきことは公共が責任を持つ。そのことによってこそ、住民サービスが行き届き、市民の安心安全が守られるのではないのでしょうか。

技能職員の新規採用を実施する方針に対して意見を述べさせていただきましたが、一刻も早く職員の採用を再開し、これまで培った高度な技術力を継承し、安全で安定したごみ処理を担う職員の育成にしっかりと努めていただくことをお願いして、私の意見といたします。

○議長（松崎孔君） 以上で、令和3年第3回大阪広域環境施設組合運営協議会の報告についてを終わります。

○議長（松崎孔君） 次に、日程第4、報告第2号、令和2年度大阪広域環境施設組合歳入歳出決算報告についてを議題といたします。

○議長（松崎孔君） 理事者の説明を求めます。

蓑田事務局長。

（事務局長蓑田哲生君、答弁席へ）

○事務局長（蓑田哲生君） それでは、報告第2号、令和2年度大阪広域環境施設組合歳入歳出決算報告の件につきまして、御説明申し上げます。

決算書の2ページ、3ページをごらんください。

歳入につきましては、歳入合計欄にありますように予算現額166億9,586万9,000円に対しまして、収入済額は163億511万9,952円でございます。

続きまして、8ページ、9ページをごらんください。

歳入の主な内容を申し上げます。

初めに、第1款、分担金及び負担金、第1項、分担金の収入済額は90億9,588万6,585円でございます。

各構成市の分担金は備考に記載のとおり大阪市が73億6,203万7,801円、八尾市が7億4,600万5,359円、松原市が3億9,446万5,095円、守口市が5億9,337万8,330円でございます。

次に、第2款、使用料及び手数料、第1項、使用料の収入済額は757万9,609円ございまして、焼却工場及び北港処分地にかかる施設使用料でございます。

次に、第3款、国庫支出金、第1項、国庫補助金の収入済額は8億8,584万6,000円ございまして、焼却工場施設整備にかかる循環型社会形成推進交付金の収入でございます。

次に、第4款、財産収入、第1項、財産売却収入の収入済額は225万3,400円ございまして、金属廃材などの物品売却代金でございます。

続きまして、10ページ、11ページをごらんください。

第5款、諸収入、第1項、預金利子の収入済額は5万1,676円ございまして、歳計現金運用等による預金利子収入でございます。

次に、第2項、雑入、第1目、廃棄物処理収入の収入済額は39億2,177万8,068円ございまして、破碎施設において回収しました金属売却収入、ごみ焼却時の余熱を利用した発電における余剰電力の売却収入等でございます。

次に、第2目、雑入の収入済額は、5,211万9,614円ございまして、焼却処理事業等に伴います雑収でございます。

次に、第3目、違約金及び延納利息の収入済額は60万5,000円ございまして、工事契約の解除に伴います違約金でございます。

続きまして、12ページ、13ページをごらんください。

第6款、組合債、第1項、組合債の収入済額は23億3,900万円ございまして、焼却工場の施設整備にかかる組合債発行による収入でございます。

以上が歳入決算の概要でございます。

続きまして、歳出決算について説明させていただきます。

恐れ入りますが、4ページ、5ページにお戻りください。

歳出につきましては、歳出合計欄にございますように予算現額166億9,586万9,000円に対しまして、支出済額は163億511万9,952円でございます。

続きまして、14ページ、15ページをごらんください。

歳出の主な内容を申し上げます。

第1款、議会費、第1項、議会費の支出済額は、113万7,394円ございまして、議会運営に要した経費でございます。

次に、第2款、総務費、第1項、総務費の支出済額は5億1,097万6,165円ございまして、総務部職員の給料、組合の管理運営事務に要した経費でございます。

続きまして、16ページ、17ページをごらんください。

第3款、廃棄物処理費、第1項、廃棄物処理費の支出済額は143億6,676万3,114円ございまして、施設部職員の給料、焼却工場の運営、維持管理等に要した経費

でございます。

続きまして、20ページ、21ページをごらんください。

第4款、公債費、第1項、公債費、第1目、元金の支出済額は13億2,117万4,949円、次の第2目、利子の支出済額は1億506万8,330円でございます。大阪市から引き継ぎました焼却工場や北港処分地の整備事業費として借り入れた地方債等の元利償還金でございます。

なお、第5款、予備費でございますが、当初予算1,000万円に対しまして、予備費充当額はございません。以上が歳出決算の概要でございます。

続きまして、25ページをごらんください。

実質収支に関する調書でございますが、歳入決算額及び歳出決算額ともに163億512万円でございます。歳入歳出差引額及び実質収支額ともに0円でございます。

続きまして、28ページ、29ページをごらんください。

財産に関する調書でございます。

まず、1.公有財産のうち、(1)土地及び建物でございますが、「その他の行政機関」として非木造の建物が22万8,923.81平方メートルでございます。焼却工場等でございます。

続きまして、32ページをごらんください。

(5)無体財産権でございますが、特許権が1件となっており、内容といたしましては焼却施設等に関する特許でございます。

続きまして、33ページをごらんください。

2の物品でございますが、取得価格が50万円以上の物品について掲載しておりまして、107点でございます。

また、3の債権につきましては、表に記載のとおり、2件の保証金がございます。

引き続きまして、令和2年度歳入歳出決算に係る主要な施策の成果に関する報告書について、御説明させていただきます。

報告書の1ページをごらんください。

最下段でございます。第2、主要な事業の成果でございます。

まず、1、歳入の(1)発電収入でございますが、下から2行目をごらんください。

令和2年度における売電量につきましては、かっこ内に記載しておりますとおり、電力会社につきましては、2億9,144万キロワットアワー、その他施設につきましては、324万キロワットアワーとなっております。

続きまして、2ページをごらんください。

中段から少し上の(3)廃棄物処理費でございますが、まず、①焼却処理におきまして、令和2年度の焼却処理実績を表にまとめております。

なお、資料につきましてはキログラム単位で表記しておりますが、御説明はトン単位で申し上げます。

年間焼却処理量は、98万3,281トンでございます。そのうち、構成市分といたしましては、大阪市分85万4,755トン、八尾市分6万7,662トン、松原市分2万9,257トン、守口市分3万1,607トンを焼却処理しております。

次に、②破碎処理でございますが、令和2年度の破碎処理実績を表にまとめております。

破碎処理実績といたしまして、年間破碎処理量9,271トン、そのうち、鉄・アルミの資源化量が1,830トンとなっております。

続きまして、3ページをごらんください。

③埋立処分でございますが、令和2年度の埋立処分実績を表にまとめております。

年間埋立処分量は、15万4,793トンでございます。

報告第2号、令和2年度大阪広域環境施設組合歳入歳出決算報告に関する説明につきましては、以上でございます。

何とぞよろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長(松崎孔君) 次に、決算審査意見書につきまして、代表監査委員の説明を求めます。

阪井代表監査委員。

(代表監査委員阪井千鶴子君、答弁席へ)

○代表監査委員(阪井千鶴子君) 令和2年度の一般会計歳入歳出決算の審査につきましては、お手元に配付のとおり決算審査意見書として取りまとめ、管理者に提出しておりますが、その概要について御説明いたします。

お手元の意見書の表紙から3枚目、1ページをお開き願います。

まず、「第1 審査の対象」ですが、一般会計の歳入歳出決算書、決算事項別明細書等が審査の対象となっております。

次に、「第2 審査の方法」ですが、歳入歳出決算書等について関係書類と照合し、関係職員から予算の執行状況について聴取するとともに、執行に伴う関係書類を、抽出により審査いたしました。

次に、「第3 審査の結果」ですが、歳入歳出決算書

等の計数については正確であると認められ、また、予算の執行についてもおおむね適正であると認められたところ です。

次に2ページをごらんください。

「第4 意見」につきまして、御説明いたします。

「1 歳入・歳出について」の「(1) 総括」ですが、令和2年度の大阪広域環境施設組合一般会計における決算額は、歳入額、歳出額とも163億512万円となり、前年度の決算額と比較すると、金額では32億5,712万円の増、増加率では25%の増となっています。

この主な要因は、プラント設備の撤去工事の完了などにより住之江工場更新事業が進捗したことにより、前年度と比較しますと、歳出では、同事業費が34億3,103万5,000円の増、歳入では、同事業に関連する国庫支出金及び組合債による収入が合わせて29億9,025万8,000円の増となっています。

令和2年度は、各構成団体からの分担金が90億9,588万7,000円となり、前年度から10億4,002万4,000円の増となったことにも、住之江工場更新事業の進捗による影響が見られました。

令和2年度予算の執行はおおむね適正に行われていたところですが、今後は住之江工場更新事業がさらに進捗すること、また、経年劣化が進行する焼却工場の整備工事など施設整備費が増加傾向にあること、さらに、再生エネルギー固定価格買取制度における電力買取期間の満了などにより、今後は発電収入の減が見込まれることから、これまでも増して、発電収入やその他自主財源の最大化を目指しつつ、効率的かつ効果的な事業運営による経費削減に努めるよう求めています。

続きまして、5ページをごらんください。

「(2) 発電収入について」ですが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けたごみ焼却量の減に伴って発電量も減となったこと、加えて、一部契約における売電単価の低下があったことから、発電収入は前年度から3億9,168万8,000円の減となっています。

こうした売電収入の減に対しましては、令和3年度の売電契約において、非化石証書の付帯といった新たな工夫が講じられておりますが、こうした工夫のほか、入札の電子化についても検討を進めるなど、引き続き発電収入の確保に取り組むよう求めています。

続きまして、6ページをごらんください。

「(3) 焼却工場別決算状況について」ですが、平成

29年度以降、工場全体では人件費の減を物件費の増が上回る状況が続いていることを踏まえ、これまで以上にPDCAを徹底して焼却工場の中長期整備計画の最適化を図るなど、引き続き焼却工場の安定稼働と経費の低減化に最大限努めるよう求めています。

続きまして、7ページをごらんください。

「2 経営計画【改定計画】について」、この【改定計画】については、この意見書では「改定第1次計画」と呼んでおりますが、環境施設組合では、その改定第1次計画に基づいて、効果的・効率的な事業運営に努めてきたところです。

改定第1次計画の計画期間は令和2年度まででしたので、環境施設組合では、これまでの取組みの振り返りを行った上で、新たな大阪広域環境施設組合経営計画を令和3年2月に策定しています。

この新たな経営計画、この意見書では「第2次計画」と呼んでおりますが、その第2次計画において設定された目標には、その評価指標が必ずしも明確でないものも見受けられましたので、その進捗管理においては、計画期間における進捗状況が客観的に評価できるよう、年度末の評価に先立って可能な限り定量的な評価指標を設定することなどを求めています。

次に、「3 住之江工場の更新・運営事業について」ですが、令和2年度においては、プラント設備の撤去工事が完了したほか、並行して建築改修工事なども進んでおり、令和4年度末の竣工に向け、既に作成した「住之江工場更新工事における設計・施工モニタリングマニュアル」に基づき、引き続き適正に工事監理を進めるよう求めています。

また、本事業では、令和5年度から20年間にわたって施設運営を事業者委ねることになりますので、運営開始の前に、事業者側との間で運営に係る各種の調整が必要であることを指摘した上で、運営段階におけるモニタリングのためのマニュアルの基本案を令和3年度中に策定することも求めています。

ほかに、鶴見工場の建替えに当たっては、今般の住之江工場の更新において得られた知見や見受けられた課題などを踏まえながら、より一層効果的かつ効率的に計画が進行するよう取り組んでいくことを求めています。

次に、「4 新型コロナウイルス感染症の流行が各事業に与えた影響について」ですが、令和2年度においては、年間を通して新型コロナウイルス感染症の感染状況

が環境施設組合の事業運営にも影響を及ぼしており、主なものとしては、先ほども述べましたように、ごみ焼却量の減があります。

このごみ焼却量の減が発電収入の減にもつながっている一方で、支出面においては、今般の決算には大きな影響は見られなかったことを指摘しております。

その上で、意見としまして、環境施設組合の運営する施設は、市民が安全・安心に日常生活を送る上で不可欠な生活インフラですので、引き続き感染対策の徹底を図り、工場の安定的な運営に努めること、そして、この間ウェブ会議やバーチャル工場見学など、業務におけるICTの活用が進んでおりますので、今後こうした取り組みを進め、さらなる業務の効率化に努めること、の2点を求めています。

決算審査意見書の概要説明につきましては、以上でございます。

○議長（松崎孔君） これより質疑を行います。

○議長（松崎孔君） 井上浩君の質疑を許します。

15番井上浩君。

（15番井上浩君、発言席へ）

○15番（井上浩君） 報告第2号について質問させていただきます。

理事者から決算の説明を頂いたところでありますが、このうち職員費等についてお尋ねいたします。

令和2年度決算における職員数及び職員費について、令和2年度予算との差異についての御説明をお願いいたします。

○議長（松崎孔君） 理事者の答弁を許します。

秦総務部経理課長。

（総務部経理課長秦武人君、答弁席へ）

○総務部経理課長（秦武人君） お答えいたします。

令和2年度決算における職員数につきましては、総務部門で29人、廃棄物処理部門で467人の合計496人となっています。

令和2年度予算では、総務部門で31人、廃棄物処理部門で471人の合計502人となっております、予算と比較して決算では、総務部門は2人の減、廃棄物処理部門では4人の減、合わせて6人の減少となっております。

また、職員費につきましては、令和2年度決算が、総務職員費で2億5,943万6,811円、廃棄物処理職員費で38億4,767万3,598円の合計41億711万409円となっております。

令和2年度予算額では、総務職員費2億8,571万5,000円、廃棄物処理職員費で40億1,589万7,000円の合計43億161万2,000円となっております、予算と比較して決算では、総務職員費は2,627万8,189円の減少、廃棄物処理職員費は1億6,822万3,402円の減少、合わせて1億9,450万1,591円の減少となっております。

以上でございます。

○議長（松崎孔君） 15番井上浩君。

○15番（井上浩君） 今でもぎりぎりの人数で工場を運営しているという状況で、職員の削減、すなわち人件費を削減し続けることありきでは、前段の報告案件での意見の中でも申し上げましたが、一部事務組合の担う公的な役割の後退、ひいては市民サービスの大幅後退につながるということを改めて厳しく指摘させていただきます。

○議長（松崎孔君） 15番井上浩君。

○15番（井上浩君） 次に住之江工場の更新・運営事業について、事業実施に伴う令和2年度の歳出がどのようになっているのか、御説明をお願いいたします。

○議長（松崎孔君） 藤井施設部建設企画課長。

（施設部建設企画課長藤井良一君、答弁席へ）

○施設部建設企画課長（藤井良一君） お答えいたします。

住之江工場更新・運営事業については、令和2年10月に旧工場のプラント設備の除染・解体工事が完了し、現在は新しいプラント設備の据え付けを行っているところでございます。また、並行して建物の耐震補強などの改修を進めているところでございます。

住之江工場更新・運営事業にかかる令和2年度の歳出の主な内訳でございますが、更新工事費が36億612万円でございます。

次に、設計・施工監理業務委託費や更新工事中の環境調査費等の業務委託費が、5,305万7,000円でございます。

令和4年度末の竣工に向け、工事は順調に進捗しているところでございます。

以上でございます。

○議長（松崎孔君） 15番井上浩君。

○15番（井上浩君） 市民生活に直接影響する事業でありますので、公共が本来責任を持って行うべきであると繰り返し申し上げてきたところでございます。

コスト削減を優先して、何でも民間に委ねるべきではありません。

DBO方式で事業を行うということは、公共の役割と責任の後退という点で、大変問題だと言わなければなりません。

引き続き、DBO方式を進めるという決算には同意しかねる旨申し上げて、質疑いたします。

○議長（松崎孔君） これをもって、質疑を終結いたします。

○議長（松崎孔君） これより採決に入ります。

報告第2号について、起立により採決いたします。

○議長（松崎孔君） お諮りいたします。報告第2号について、認定すべきものと決することに賛成の方は御起

立願います。

（賛成者起立）

○議長（松崎孔君） 多数であります。よって、報告第2号については認定すべきものと決しました。

閉 議

○議長（松崎孔君） 本日の日程は以上で終了いたしました。

閉 会

○議長（松崎孔君） 本定例会はこれをもって閉会いたします。

午後3時05分閉会

大阪広域環境施設組合議会議長

松 崎 孔

大阪広域環境施設組合議会議員

永 井 啓 介

大阪広域環境施設組合議会議員

山 本 長 助

○大阪広域環境施設組合議会（定例会）会議録（令和3年9月6日）（終）